

令和6年度 南房総市農作業標準賃金・機械による標準作業料金

(単位：円)

農 作 業 標 準 賃 金 (1日当)						機 械 に よ る 標 準 農 作 業 料 金 (10a当たり、畦塗りは1m当たり)										育 苗
田 植	稲刈	畑作業	果樹袋掛	果樹収穫	果 樹	水田耕起	水田代かき	水田耕起	水田代かき	畦塗り	植 付	刈 取	脱 穀	刈取脱穀	乾燥調整	
(手)	(手)	一般			袋はがし	(トラクター)	(トラクター)	(耕運機)	(耕運機)	(トラクター)	(田植機)	(ハーベスター)	(ハーベスター)	(コンバイン)	(60kg)	(1箱あたり)
8,600	8,600	8,600		8,300		6,000	6,000	7,200	7,400	50	7,000	9,100	6,700	18,500	2,000	900
			}	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}	(1箱当り)
			9,000	9,000	8,500	8,000	9,000	9,000	9,000	90	8,000	9,300	7,500	21,000	2,500	配達料別途
							(2回)		(2回)	(1m当り)	(苗別)	(結束ひも含)				
						21,000～24,000								31,000～36,000		

【留意事項】

1. この農作業標準賃金・機械による標準作業料金は、令和6年4月1日から適用する。
- 農作業の効率等を考慮し、これを参考に農地の状況（ほ場条件・作目・面積の大小）により委託する方と受ける方が、十分話し合い
納得の上で作業料金を決めてください。